

平成25年 第4回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成25年4月19日(金) 午後1時30分開会  
午後3時45分閉会  
開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
21	「摂津市小中学校教職員の人事異動内申の件」	承認
22	「平成25年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」	承認
23	「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」	承認
24	「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」	承認

### 出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		学校教育課長代理	野本憲宏
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	児童相談課長代理	
委員	齊藤公男	学校教育課長	岡部寿子	兼家庭児童相談室長	高田邦明
委員	山手知榮子	児童相談課長	谷田学	こども教育課長代理	橋本登喜子
教育長	箸尾谷知也	こども教育課長	小林寿弘	生涯学習課長代理	
教育総務部長	山本和憲	文化スポーツ課長	日垣智之	兼安威川公民館長	辻稔秀
次世代育成部長	登阪弘	生涯学習課長	柳瀬哲宏	文化スポーツ課長代理	飯野祐介
生涯学習部長	宮部善隆	総務課長	岩見賢一郎	総務課長代理	鈴木誠
		子育て支援課長	木下伸記	総務課総務係員	関本敏晴
		子育て支援課参事	中村実彦	総務課総務係員	坂本裕子

委員長

ただいまより、平成25年第4回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者ですので、宜しくお願いします。

それでは、議案第21号「摂津市小中学校教職員の人事異動内申の件」につきまして、学校教育課長代理より説明をお願いします。

学校教育課長代理

議案第21号「摂津市小中学校教職員の人事異動内申の件」につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり臨時代理いたしましたので、報告し承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

以上で説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

質問等がございませんので、議案第21号「摂津市小中学校教職員の人事異動内申の件」については承認させていただきます。

続きまして、議案第22号「平成25年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」について、学校教育課長代理より説明をお願いします。

学校教育課長代理

議案第22号「平成25年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」については、4.(2)平成25年度教務主任及び学年主任任命の件及び、(3)平成25年度司書教諭任命の件がそれぞれ同様の案件でございますので、併せてご説明を申し上げます。

それでは、議案第22号「平成25年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」につきまして、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり臨時代理いたしましたので、報告し承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご質問やご意見はございませんか。

委員長職務代理者

これらは各学校において既に決まっていることについて、承認を求められるものですから、異議を申し上げることはいたしません  
が、ちょっと疑問に思ったことがあるのでご質問したいと思いま  
す。例えば、平成25年4月1日付けで第一中学校に配属された方  
が保健主事の経験年数が0年と記載があります。また、第一中学校  
においての生徒指導主事の方の教職経験が4年となっております。  
それから第四中学校の生徒指導主事も平成24年に転任となっ  
ておりますから第四中学校では1年目ということになります。第五中  
学校の生徒指導主事は再任用の方でおられます。この辺り各校にお  
いて経験年数に差があることについて疑問がありますので、もう少  
し詳しくご説明いただきたいと思えます。

学校教育課長代理

ご指摘のとおり、経験年数の短い者が主任ですとか主事等に任命  
されているケースがいくつか見られます。第一中学校もそうです  
が、近年団塊世代の方の大量退職がありまして、ベテランの方から  
若手の教諭への移行の期間に入っているということが一つの要因  
としてございます。残念ながら他市からの転入や新規採用の方が入  
ってこなかったのも、その分講師の方にたくさん入っていただい  
ていることになっております。講師の方にこの枠をお願いするわけに  
もいきませんので、どうしても経験の浅い方に担当いただくざるを  
得ない状況がございます。第一中学校の保健主事について経験年数  
0年というところについては、新規採用の教諭であります。過去  
10年間保健体育の常勤講師として勤務をされていたという勤務  
状況と本人の様子を見て、校長が判断したものだと聞いておりま  
す。学校の職務がきちんと遂行できるように人選をするようには事  
務局から指導をいたしますものの、人事上の難しい問題もありま  
してバランスよく配置できていないところから、学校に負担をかけて  
いるところもありますので、その辺りは学校とよく相談をしながら  
検討して参りたいと考えております。

委員長職務代理者

だいたいの事情はわかるのですが、小中学校の定数内等教職員一  
覧表もいただいておりますので、拝見しましても様々な経験年数  
の方が居られます。そういった中で、今年1年目であったりという  
方が今おっしゃられたような現状にあるということについて、学校と

しての判断がどうなのかと思います。その辺り、教育委員会として次年度以降このような状況を指導する必要があると思います。

委員長

生徒指導主事となりますと、中学生でしたら男子生徒も指導することになると思いますので、できたらベテランの方に担当いただきたいと思います。ただ、過去に非常勤講師として10年間の勤務経験があるということであれば特に問題ないと思います。

委員長職務代理者

経験年数だけではない問題もあります。一覧表を見せていただく中で、他にも経験年数がある方等がいらっしゃると思いますので、色々加味したうえで今後検討していただきたいと思います。これは例年こういう形で学校において決定がされてから、教育委員会会議で承認を求められるものですから、来年度以降は教育委員会事務局として何か指導できるのがあれば、学校が決定する前に事務局とのやり取りがあっても良いのではないかと思います。そういうやり取りはやっておられるのでしょうか。

学校教育課長代理

学校に対して質問をして、決定の経緯についてどういう理由なのかを聞くことはありますが、変更するよという指示まではしておりません。今後は学校とよく相談をしていながら、進めていくことを検討します。

教育長

福元職務代理からご指摘いただいた件については、経験年数0年という方に実際担当いただくのが可能なのかどうかという疑問は私も感じたところがございます。ただ、やはり学校長が学校のことを一番良くわかっておりますし、そういう意味でも学校長がやれるという判断をされたのであれば、事務局としてもそれは尊重したいと思います。しかしながら、年度明けに教育委員会会議にこれをお願いしますという形だけで出すという形が適切なのかどうかというのは、今後考えたいと思っております。ご存じのように、人事異動に関しましては年度末ギリギリに決まる部分もたくさんございますので、実際に年度内に教育委員の方々に人事案をお見せしてご意見を頂戴するということが可能なのかどうか、その辺りの検討はさせていただきたいと思います。

委員長	福元職務代理が学校現場に居られた当時はいかがでしたか。
委員長職務代理者	私はある程度経験年数がある方から個別に面談を実施して人選を行っておりました。
教育長	経験年数についてはアンバランスな状態が現在の学校現場において見られます。学校現場には生徒指導主事として相応しい年代の先生方が非常に少ない状態で、極端に若いか極端にベテランかという状況です。以前に比べると人事については校長先生も頭を悩ませているところかと思えます。
委員長	<p>他にご質問等がございませんので、議案第22号「平成25年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」は承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議案第23号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>議案第23号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり臨時代理いたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。</p> <p>【以下、議案書により説明】</p>
委員長	<p>以上で説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。</p> <p>特にございませんので、議案第23号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」は承認されたものといたします。</p> <p>続いて、議案第24号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	議案第24号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、別紙のとおり定めたいの

で承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

- 委員長 説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございますか。
- 委員長職務代理者 扶助費の方に名称変更する必要があるということなのですが、その辺りどういう経過で扶助費に変更するのかということについて、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。単なる名称変更だけではなくて、内容的な変更もあると思います。
- 子育て支援課長 予算科目の性格から補助金という予算科目になりますと、予算の範囲内で執行するのが一般的でございます。ただ、この制度については、低所得者に対して援助を行うことから、一定の条件を満たせば支給するのが妥当な事業であることから扶助費という科目に変更させていただきました。因みに本事業につきましては、高等学校授業料無償化の中で、貸付金制度を廃止して新たに平成24年度から実施させていただきました。当初予測しておりましたのが40件程度でしたが、平成24年度の実績といたしましては、73件となりました。平成25年度については十分に予算措置をした中で実施をして参りたいと考えております。ただ、経過措置を設けておまして、平成24年度につきましては、1学年の実施としておりましたが、今年度は2学年の実施、来年度は3学年までの実施となりますので、財政的な負担が大きくなっていくという状況もございまして、今後何らかの見直しが必要ではないかと考えております。
- 委員長職務代理者 今後、どんどん増える可能性があるということだったのですが、ある程度そういう事態を想定されているのでしょうか。それとも、財政的に圧迫した事態になった時点で要綱を変更するというのでしょうか。
- 教育長 おっしゃったように申請件数がどんどん増えてくると、予算が潤沢にあれば対応が可能なのですが、現実にはそれもなかなか難しいので、支給条件等も今後実現可能な件数に収まるように考えていく

必要があると思っております。また、大阪府における私学の高校授業料無償化施策があと2～3年後に見直されるという話も伺っておりますので、その辺り大阪府の動きも視野に入れながら我々も判断していく必要があると考えております。ですから、一定の枠内に収まるような条件を整備しなければならないと思っております。

委員長 私立の高等学校への進学を希望される方が増えてきているということでしょうか。

子育て支援課長 本市における私立高等学校の進学者数はそれほど大きく伸びているということはありません。ただ、教育長からお話がありましたように一定の枠内での運用が求められますので、その辺り今後の課題であると認識しております。

委員長 この件について、他に質問がございませんので、議案第24号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認されたものといたします。

次に、4. 報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]

委員長 昨年、MOA美術館摂津市児童作品展については、賞状交付のため出席させていただいたのですが、市内の小中学校だけでなく、様々な絵画教室が協力的に出品されていまして、摂津市はなかなかレベルが高いと思われましたので、ご報告させていただきます。

総務課長 本日追加案件といたしまして、資料をお配りさせていただいておりますので、その件につきまして子育て支援課長より説明をさせていただきます。

子育て支援課長 追加の報告案件として、南千里丘地区における保育園開設に向けての件についてご説明を申し上げます。

[子育て支援課追加資料に基づき説明]

委員長

説明が終わりましたがご質問等はございませんか。

山手委員

確認なのですが、1月にこのお話が出た時に危惧しておりましたのは、まず開設が先にありきで、保育内容等を後回しといったことにならないかということです。その中で一番気になっていたのが、園庭の件でございます。いただいた資料の募集要項(案)を拝見しますと、保育所整備について子どもの遊び場の環境を考慮するといったことや、園庭については本市と協議のうで確保すると記載があります。選定委員会の中には、保育の専門家や地域の方がたくさん居られますので安心だと思いました。園庭については、本当に安心できる環境づくりが可能なのでしょうか。

子育て支援課長

ご指摘がありました保育の質の件については、非常に重要な部分でございますので、選定委員会の中に保育の学識経験者や保育士、子育て団体の方にも入っていただいて、その辺りのご意見も頂戴しているところでございます。園庭については、募集要項にも謳っているとおおり、こういった条件であるということを法人にも理解していただいたうえで、工夫をいただきたいと考えております。十分な保育の質が確保できますように我々としても努力して参りたいと考えております。

委員長職務代理者

募集要項の応募資格のところ、(4)3.特別保育の実施について積極的に取り組むことができることと記載がございます。また、(5)3.保育内容等についてのところにも、特別保育を実施することとなっており、応募資格と保育内容で同じことが述べられていますし、他にも漠然としている表現がいくつかあります。この辺りについて、文言の整理や見直しをする必要があると思いますので、お願いしたいと思います。

子育て支援課長

ご指摘のとおり、その辺りについては、十分見直しをして参りたいと考えております。

委員長 スケジュールが非常にタイトなので、問題はないのかという心配と、賃貸料についても協議のうえとなっており現段階では漠然としております。それで本当に申し込みがあるのかという不安があり、気になる部分があるのですが、本当に大丈夫なのでしょうか。

子育て支援課長 スケジュールについては、1ヵ月程の期間を設けまして、第一段階としてまずエントリーをしていただき、その後申込書の提出締め切りといった流れをとるため、2段階に分けさせていただいております。その間にきちんと書類の作成をしていただけるものだと考えております。賃貸料については、今回法人側の負担がかなり大きくなるのではないかと考えておまして、その辺りについては協議を進めていく必要があると思っております。

委員長 それと、募集要項の（５）貸与の条件の２．保育所運営についてところで、⑥定員は90名以上とすること、と記載がありますが90名で本当に足りるのかということについてはいかがでしょうか。

子育て支援課長 南千里丘地域、安威川以北地域で100名前後の新規の保育需要が発生するのではないかと考えております。これですべて解決できるかどうかというのは、市全体としての児童数の推移があるので難しい部分もございますが、その辺りも見ながら今後全体の規模の中で見直しを含めて考えて参りたいと思います。

教育長 マンションの建設は決まっている話ですので、そこがタイムリミットになりますからどうしてもタイトなスケジュールにならざるを得ないところもございますが、十分に検討できるようなスケジュールを組まないといけないと思っております。文章の中の文言等については、もう一度精査して選考委員に確認・了解をしていただきたいと思っております。また、説明の冒頭にありましたが、選考委員会ではレベルの高い実績のある、あるいは就学前教育実践の手引きの考え方を共有していただいている市内法人にお願いするという方向で進めさせていただいておりますが、その件について教育委員の皆様のご意見はいかななものでしょうか。その考え方で進めさせてい

ただいでよろしいでしょうか。

委員長職務代理者

私は結構かと思います。今ここで示されている募集要項において、市内法人でそういった条件がすべて満たされるということであれば、市内法人で選定していただければ良いと思います。ただ、少し危惧するのは、こういう条件のすべてがクリアできる法人が居られるのかということです。もしすべての条件がクリアできないということがあった時に、市として保育の基準を変更してでも、市内法人にお願いするのかということについてはどうなのでしょう。

教育長

市として保育の基準を変更してまで、市内法人にお願いするのはいかなものかと考えております。我々としてはこれまでの実績もお有りですので市内法人にお願いしたいところですが、もし万が一条件をクリアされる法人が市内に居らっしゃらない場合は、同じ基準で市内に限らずお話をさせていただくのが、本筋なのかと思っております。

教育総務部長

先程の福元職務代理からのご指摘の件についてでございますが、選考委員会でも当然出てきた案件でございます。市内に4法人ございますが、すべてこの条件に適しておられるということを過去に保育経験のある委員の方からご意見をいただいております。万が一、1法人のみであった場合、何の審査もせず決めてしまうのかと言いますとそうではなく、やはりヒアリング等も行い場合によっては現場を見ていただくなど事実確認をきちんと行ったうえで、一定の基準以上であれば1法人であっても選定委員としては認めていくという集約がございました。もし1法人も出てこないという場合については、選考委員の皆様も枠を広げて募集するようというご意見がございましたので、ご報告いたします。

委員長

就学前ということで幼稚園と保育所の連携を考えれば、市内法人だと良く理解していただいていると思います。また、選考委員会の中には素晴らしい方々が入っていただいておりますので、その方達のご意見がそうであれば、私はそれで良いと考えております。

この件につきましては、他にご質問等がございませんので、次に

進みたいと思います。

続きまして、5.その他(1)平成24年度3月までの問題行動等件数について、児童相談課長より説明をお願いします。

児童相談課長 [平成24年度3月までの問題行動等件数について及び、平成24年度問題行動のまとめについて説明]

委員長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございますか。

齊藤委員 何点かお伺いします。まず第一に、平成24年度のいじめの認知件数が30件で前年度と比較して19件増加したとありますが、比率では約3倍の件数に増加しています。全国的にもかなり増えていると聞いていますが、この点について、また今後いじめの件数が増えてきた時の対応についてどのようにお考えでしょうか。第二に、これまで報告のありました毎月のいじめ件数を学校別に見ますと、小学校の場合、A・D小学校で6件、C小学校で3件、他は0又は1件という状況でした。特定の小学校に集中しているように見受けられますが、いじめに対する認識については小学校によって差があるのでしょうか。第三に、問題行動等の未然防止のための概念図が示されていますが、問題行動が生じたときに、その内容により、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに必要な場合には外部機関との連携も含め問題解決のための体制について理解できる概念図も必要ではないかと思えます。

児童相談課長 いじめの件数が3倍になっておりますが、昨年度は大津の事件がございまして、全国的にいじめについてどのように対応していくかということは大きく話題になっております。本市教育委員会におきましても、各学校園に対して指導をいたしておりますが、その中で各学校でもアンテナを高く張り、細かなサインでありますとか、子ども達の様子に目を光らせております。気になるということがあって、認知件数が増えるということは決して悪いことではないと思っております。マスコミ等では件数が増えてしまうと、まずいことであるから、わからないように学校で隠してしまうようなこともあるのではないかとと言われておりますが、やはりそうではなくて、細か

い情報をキャッチしてどのような形で対応していくのかということが、非常に重要ではないかということをお学校でも取り組んでいただいております。報告を見ておられますと、例えば鬼ごっこをしている時に、一人の子に鬼が集中してしまうケースが見られる場合に、これはどうなのかと感じて、それを問題として子ども達に指導したといったケースでありますとか、給食の時間にある子のところにだけ牛乳を置かなかったというケースなど、アンテナを高く張って取り組んだ結果、件数が増えている要因になっているのだと思います。今後も引き続き子ども達の些細なところを見逃さないように、取り組んで参りたいと考えております。

また、件数が増えてきた時の対応についてでございますが、小学校においては子どものコミュニケーション力に課題があるのではないかとということで、児童相談課として、従前より非暴力アクションプログラムに取り組ませていただいております。いろんな感情があるという理解から始まりまして、感情の表現の仕方、それから腹が立った時に暴れてしまったり手を出してしまうということではなくて、それをどのようにコントロールしていくのか、それから周囲からの働きかけ、または関わり方といったことについて実際に保育所・幼稚園・小学校・中学校の希望するクラスにおいて、プログラムを体験する中で、理解をしてもらうということを事業として始めております。昨年度は保育所・幼稚園・小学校・中学校において合計23クラスの実施がございました。また、このプログラムを実際に学級として実施するのは難しい場合は、先生がこういったプログラムを指導できるということが学級づくりに活かせるのではないかとということで、先生方を対象にファシリテーター研修を実施させていただいており、合計40名の方に参加いただきました。そういった取り組みを継続する中で、事後指導ということから未然防止に繋げていけるように取り組んで参りたいと考えております。

イメージ図についてのご質問でございますが、齊藤委員のご指摘のとおりだと考えております。今年4月の機構改革で、児童相談課の方に生徒指導の担当が移管したということで、児童相談課が持っております相談機能でありますとか、外部機関との連携等を図の中に組み込んでいくという視点は非常に大切だと思っておりますので、ご意見を受けまして新たに資料を作成して学校にも提示して参

りたいと考えております。

教育長

いじめの場合、認知件数を挙げるのは数が多ければ悪いことなのではないかという認識も生まれてしまうので、いじめの指標として認知件数をあげることがいかなものかという議論はございます。認知件数ではなくて、どれくらいの件数、解決したかという解決件数といったようなものを表示した方が学校での取り組みがプラス面で評価されるのではないかという意見もあります。国の考え方も注視しながら、本市においても検討して参りたいと思います。

齊藤委員がおっしゃったのは、具体的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用してどうやって組織的な取り組みができるのかというイメージ図が必要だということだと思いますので、担当課の方で作成をしていってもらいたいと思います。

委員長

学級がうまく機能していない状況という項目については、平成24年度が小学校で0件と記載されております。これは本当に0件なのかということをもう一度事務局でも考えていただきたいと強く要望しておきたいと思います。もし学級がうまく機能していないのであれば、いろんな先生が入って問題を整理されていると思うのですが、保護者からするといろいろと思もあります。書類のうえではそうであっても実際はどうかということについて、事務局で今一度精査していただきたいと要望いたします。

教育長

いわゆる学級崩壊の件数を大阪府でも調査したことがありますが、大阪府内での報告は0件でした。要するに学級がうまく機能しない状況というのが、一体どういう状況なのかという基準が曖昧ということもあり0件という報告になっていると思います。どんな基準でカウントするのか、学級がうまく機能しない条件については事務局から示しているのでしょうか。

次世代育成部次長

全国的な問題行動等調査の数値をここに計上しております。中学校のところに斜線を引いておりますのは調査対象外ということですので。調査内容等細かい質問項目については手元に資料がございませんので、後ほどご用意いたします。今後、定例教育委員会会議でこ

の報告をさせていただく中で、この調査通りの報告が良いのか、以前から委員長からご指摘のあります保護者からの声を活かすような本市独自のものが良いのかについても併せて考えてまいりたいと思います。

山手委員

いじめ・不登校・暴力と言いますのは、もちろん複雑に絡み合っていると思いますし、それだけにそれぞれで解きほぐしていけば少しずつ良くなってくると思います。その中で、不登校の数が意外と多いのだと改めて実感いたしました。これらは、不登校の状態から復帰できるケースがほとんどなののでしょうか。それとも、小学校で不登校なら引き続き中学校でも不登校になってしまうケースがほとんどなののでしょうか。

児童相談課長

ケースによって様々でございますが、一時学校に行きにくかったけれども何かをきっかけにして登校できる状態になるケースもございます。逆に小学校の時から学校に行きにくいという状態のまま中学校に上がっても行きにくいケースもございます。場合によっては、ほぼ学校に登校できていないという対応を重点的に取り組まないといけないような場合もございます。これらはあくまで、不登校日数が年間30日を上回っているというところからの件数でございます。

山手委員

中学校の117人のうちで、とても深刻な状況である生徒さんの数はどれくらいなののでしょうか。

児童相談課長

現在、課内の方でもその辺りのデータを整理させていただいておりますので、よろしければもう少し細かいデータ分析について後日改めてご報告申し上げたいと思います。

山手委員

各小中学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを継続して活用されたり、ファシリテーター養成研修や非暴力アクションプログラムについて、どういうカリキュラムで取り入れようとされているのかが気になりました。非暴力アクションプログラムについては、保育所と幼稚園を含めて23クラスで実施され

ておられるとご説明いただきました。学校数で割ってみると1学校につき1クラスが実施されているかどうかという状態では、効果が上がるまでに時間がかかると思います。たくさんところで実施できない理由はあるのでしょうかけれども、せっかく良いプログラムでも保育所と幼稚園を含めて23クラスというのはあまりに少ないと思っております。福元職務代理が3月の定例教育委員会会議で暴力に走ってしまう中学校の子どもに対して、病的と捉えた対応について言及されておられました。

委員長職務代理者 病的と言いますか激高しやすい気質の子どもの対応について、お話をさせていただきました。

山手委員 そういったことを中学校では取り入れていただければと思います。

委員長職務代理者 学校関係者だけではなく、第三者である専門的な方に入ってくださいことも必要だと思います。確か家庭児童相談所では検査をやっておられたかと思えます。

山手委員 決して頑張っておられないと言っているわけではないのですが、具体的にどういった形で進められているのかということが、文章を読ませていただいても、私には見えてこない部分がありました。非暴力アクションプログラムについても、効果を上げようとするれば、もう少し広げていく必要があるのではないかと考えております。

児童相談課長 確かに、保育所・幼稚園を含めて23件という件数は種をまいている程度のことしかできていないと感じております。実際に子ども達が専門家の指導を受ける体験ができるのがこのプログラムの主旨でございます。ただ、ファシリテーターとして学んだことを学校に広げてもらうという意味で40名の先生方が研修に参加いただきました。広げていきたいということは我々としても考えているところでございますので、効果的に活用するために今後も取り組んで参りたいと思えます。

委員長職務代理者 | いじめも不登校も暴力行為もグラフにするとどれも右肩上がりになっております。先程も学級がうまく機能しないということが、どんな状況なのかということのお話がありましたが、小学校の暴力行為が3年間で2倍を超えております。こういうことは、学級がうまく機能していない時に子ども達同士でコントロールできなくなって暴力行為が起こるということも一つの要因としてあると思います。小学校でこういう形で増えてきているということは、中学校でも必ず波及してくるわけです。小学校の段階で今言われているような非暴力アクションプログラムというようなことを、きちんと押さえていかないと、むしろ小学生の方がプログラムを吸収しやすいのではないかと思います。この傾向が続いていくと、中学校でも続いていくことが明らかだと思えます。

教育長 | 小学校の件数については、10件が22件に増加しております。何を1件と捉えるかであつという間が変わってくると思います。例えば、1人が4人に対して暴力を振るった時に1人がやったから1件なのか、4人に対してやったから4件なのか、そういった集計方法でも変わってきます。各学校によってどういったカウントの仕方をしているかについてきちんと捉えないと、単純に件数の増加だけで判断するのは難しいかもしれません。小学校時代にトラブルを起こしたことによって、子ども自身が学校不信であるとか、対教師不信を持つであるとか、保護者自身が学校に対して不信感を持たれるというようなことが、その子自身が成長していく上で、しんどい状況になります。それらも踏まえて、非暴力アクションプログラムの活用について考えていきたいと思えます。

委員長職務代理者 | 中学校の場合は対処療法的にやりがちな部分がございます。もっと予防的に小学校のうちから取り組んでいく必要があります。

山手委員 | 生徒の対極にある先生達は、経験年数の浅いところから言葉は悪いのですが潰れてしまうようなことはないのでしょうか。

教育長 | その危険性はあると思えますし、大阪府全体で見ましても採用されて1年以内で辞める先生も居られます。その方々はそもそも教師

が向いていないとご自身で判断されたのか、あるいは教師になりたかったけれども今おっしゃられたようなことで教師としての意欲を失われてしまったのか、そこまではわかりませんが、実態として学校で問題となっているのは若手職員が予想以上に急激なスピードで増えておる現状の中で、ベテランの先生が持つておられるような大学では習わない子どもとの付き合い方や叱り方、褒め方等のノウハウをいかに若手へ伝えいくかというのは、どの学校も喫緊の課題としてあります。若手教諭へのサポートをどうしていくかについては、考えていかなければならないことだと思っております。

山手委員

学校の先生がオールマイティでなければできないような状況になってきていると思います。環境教育や技術的なものを伴う授業については、NPOなり地域の方の力を導入することで先生方の負担を少し軽減できるのではないかと考えております。慣れていらっしゃる一人の先生に、特に小学校であれば、あれもこれもやりなさいというようにならないように、教育委員会も介在して負担を軽くするようなサポートをしていく必要があると思います。

教育長

実際に、環境教育では地域の方もそうですが、企業も出前授業のような形でいろんな取り組みをしていただいております。そういう活動を今後促進していくべきだと思います。ただ、学校では授業として指導した以上は子どもの評価をしなければなりません。単に授業を受けるだけではなく、子ども達がどう変わったか、どう成長したかということについて一定の評価しないといけません。その辺りも含めまして、今のご意見も参考にさせていただきながら考えて参りたいと思います。

委員長

家庭の力が落ちているところは、学校でカバーしていかなければならないということも気になっております。前教育長は「早寝・早起き・朝ごはん」をPTAでやってもらえないかということをおっしゃっておられました。学校でやるのではなく、PTAが土曜日等に子ども達を集めて実施していただければ、もう少し学校も楽になりますし保護者達も勉強しないといけないので理解が深まるということにもつながります。PTAをもう少し活用してはどうかと思

います。

教育長

例えば、躰の部分については学校での指導が難しい部分もございます。ぜひ家庭での取り組みを学校と連携を取りながらやっていただく必要があると思います。

委員長

他にご質問等がございませんので、次の案件に進みたいと思います。

続きまして、5.その他(2)平成24年度学校協議会実施報告について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

[平成24年度学校協議会実施報告について説明]

齊藤委員

いじめへの対応で、問題によっては心のケアの専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの意見も取り入れながら子どもや保護者へ対応することが大事な場合もあると思います。一方、報告書の中に“スクールカウンセラーは手続きを踏まなければならないので有効でない場合がある”との学校現場の先生からの声がありますが、必要に応じ気軽にスクールカウンセラーの意見も聞けるようにできないでしょうか。

教育長

スクールカウンセラーの活動は、小学校の場合は子どもの相談よりは保護者の相談の方が多いと聞いております。ですから、週1回ということもありますから、予約を取る必要があるため手続きという記述になっているのかと思います。また、活動内容としては、スクールカウンセラーにしてもスクールソーシャルワーカーにしても大阪府教委で言うておりましたのは、ケース会議をきちんと開いてもらうということでした。特に小学校でしたら、担任が一人で抱え込んでしまっただけで対応が上手くいかない、あるいは対応の仕方がわからないまま時間だけが経って、周りのみんなが知った時には大変な状況になってしまうという例もあります。そうではなく、定期的にケース会議を開いてもらって、そこに担当の教諭や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが入ります。その中で、誰がその子に対応するかということは、保健の先生が良い場合

もあったり、担任の先生やスクールカウンセラーが良い場合もあります。その辺りの役割分担もケース会議できちんと話をしたうえで、組織として対応していただくよう本市においても進めて参りたいと思います。

山手委員

私としても、学校協議会の理解がまだできていないのですが、学校協議会の委員の方にも、協議会の目的等についてはご理解いただいているのでしょうか。

学校教育課長

校長が学校協議会の委員に依頼させていただく際に、協議会の目的等のご説明を申し上げておりますので、十分ご理解いただいているものと考えております。学校協議会の委員の方々を対象に、平成22年度は2回、平成23年度は1回の研修会を開催させていただいております。

次世代育成部次長

報告書を読ませていただくと、1回目の時に校長から経営計画や特色ある取り組み等の説明があり、ご意見を伺っております。2回になりますと次が最終回になりますので、これは非常に少ないと思っております。過去2年の研修の中で、岬町の学校協議会委員をされている方を講師にお招きしまして、その時の取り組みを伺いましたけれども、授業参観を実施されておられます。学校協議会を実施した後、実際に授業を見られたり校内での活動をされて、その後ご意見をいただくようにされておられます。学校協議会は、学期に1回ぐらいは開催しないと、いただいた助言に対して取り組みの改良や成果の説明もできないと思います。吹田市や高槻市での評議員制度は個人一人ずつからご意見をいただく形をとっておられるのですが、学校協議会はやはり協議会として協議委員の皆様と同じ日に来ていただくという前提でやっておりますので、なかなか日程調整が上手くいかないということを校長から聞いております。ただ、設置の主旨から考えますと、3～4回は開催する必要があると考えております。委員の研修については、どういう主旨で学校協議会を設置して、委員にどういうことをしていただくかという協議員向けの研修会も今後具体的に考えていきたいと思っております。

齊藤委員

今年の全国学力調査には本市の小中学校も参加することになっていますが、その活用についてお伺いします。昨年実施された大阪府学力調査結果については、市全体の分析は教育委員会事務局で行われ、その結果は説明会ならびにHPで公表されています。一方、各校において学力調査結果をどのように活用されておられるかを知りたく、資料の「学校協議会実施報告書」並びに「学校評価報告書」を拝見しましたが、“学力向上については各中学校区での議論が必要だという認識で一致している”、“大阪府の学力調査状況の分析から報告があり、校長から分析結果について説明”等を除き、調査結果を踏まえ各校でどのような取り組みが行われたかを十分に知ることはできませんでした。学力調査の活用のあり方については今後検討する必要があるのではと思います。

委員長職務代理者

学力向上プランや、年間の指導計画等に学力調査の結果をどう反映させていくかということも確かに考えなければなりません。教育委員会会議にあがってくる際に、齊藤委員が疑問に思っておられるようなことがあったとしても、結局は事後承諾になってしまうと思います。学力調査の結果を踏まえて、この学校はこの部分に力を入れたら良いのにとっても、常に事後処理の形になってしまいます。その辺り、せっかくそれぞれで分析をされているのに分析だけで終わってしまいます。そういうことを指摘させていただくようなチャンスを考えていただいても良いと思っております。

齊藤委員

教育委員会の「学力向上プランの実現」で掲げている目標は、“国や府の学力調査において、平均正答率が国や府の平均正答率に達すること”です。そして教育委員会では、昨年実施された大阪府学力調査結果を分析しその課題やまとめを示しています。一方、各校では調査結果を踏まえそれぞれどのような目標を持って取り組まれているのかの説明資料がありません。もし事後報告でもいただけるなら、教育委員会として学力調査の活用のあり方を検討する上で参考になると思います。

教育長

今回は、学校協議会の実施報告書を見ていただいておりますので、学校協議会でこんなことをしましたという報告となっています

ので、齊藤委員のご指摘のように断片的に見える部分が数多くあると思います。ただ、この報告書自体は学力向上に関しての取り組みをきちんと計画から現状の課題分析までを記述するようなものではございません。そこで今年度は、各学校において学校協議会の意見も踏まえた形の学校経営計画を作成し、提出していただこうと考えております。例えば、大阪府立学校についてはこの学校協議会というものを条例で設置を義務付けました。そのために補正予算も組みまして、弁護士や大学教授等の学識経験者も入れたうえで学校協議会を設置しました。その大きな目的は、開かれた学校という意味で市民や府民の考えや学校教育の中に取り組みべきものを反映させるために、校長先生が1年間の学校経営計画を作成し、まず学校協議会の方々に見ていただきます。そこでご意見をいただき、修正を加えたうえで教育委員会に提出します。次に1年間その取り組んだ結果の結果報告について、学校評価に基づいて評価をしてその評価結果をまた学校協議会にお示しして、各学校で事後評価を行ったことに対して、最終的には第三者評価をしております。必ず学校協議会にPDCAのPの部分とCの部分に入っていただくことで、1年間の学校の取り組みに市民や府民の方の理解を求めるという主旨で府立は実施しておりました。摂津市の場合もいろいろと意見がございますが、学校経営計画を各学校長に作っていただく時に、必ず数値目標を入れるよう事務局に様式を作ってもらうよう指示をしております。また、学校経営計画を教育委員の皆さんの前で校長先生にプレゼンしてもらえないかと考えておりました。そこで教育委員の皆様方のご意見も頂けるとと思います。このように、できるだけ教育委員に学校の運営計画あるいは評価についてのご意見をいただくようなシステムができないかと思っております。今年度、どこまで実現ができるか分かりませんが、学校もいろんな方からご指摘いただいた方が良く考えております。

齊藤委員

昨年実施された大阪府の学力調査結果については、教育委員会事務局において市全体の小学校並びに中学校の結果を分析的にまとめられましたが、それに対し各校でどのように分析され、取り組まれているのかが明確に見えないことが気になっております。学力調査の活用という視点からは、教育委員会での全体的な分析と各校にお

ける個別的な分析・取り組みとの連携が是非とも必要と考えます。

教育長

それは今申し上げたように、直接学校にお聞きいただいたら良いと思います。教育委員会がやれることは摂津市全体の傾向についての分析になります。各学校はそれぞれ課題もありますし、状況も違いますから各学校での分析なり、あるいは課題に応じた対策は学校ごとにお考えいただく方が、子ども達に即しているかと思います。

齊藤委員

学力調査に関する各校の分析結果については、個別に問い合わせれば良いのかも知れませんが、今後「学校評価報告書」等においてそのことに触れていただくことはできないでしょうか。先般、研究発表会で先進的な取り組みを行っておられる授業を参観しましたが、学力向上に関連してその取り組みによる定量的評価等も関心事です。

教育長

分析結果は本市教育委員会のホームページに掲載しております。ホームページに全ての小中学校の分析を掲載しているのは摂津市だけだと思います。府内ではそこまでやっておりません。ただ、そのプランに基づいて、どのように取り組んでおられるのかについては分かりませんので、その部分の情報は必要だと思います。

委員長

報告書の体裁については縦長の様式だと少し見にくい気がしますので、今後検討していただきたいと思います。

ご質問が他にございませんので、次に進みたいと思います。

続いて、5. その他（3）平成24年度学校評価報告について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

[平成24年度学校評価報告について説明]

教育長

学校評価は1年間の取り組みの結果に基づいて作っていただいております。今回の各校の評価は自己評価と記載があります。評価については、自己評価、関係者評価、第三者評価と3種類ございます。公的には自己評価は必ずするようになっておりまして、学校関係者評価は努力目標です。第三者評価についてはそこまで至って

いないのが現状でございます。我々としましては、関係者評価というのは学校協議会のように、例えばPTA代表の方などに学校が一旦実施した自己評価を見ていただいてご意見いただくものです。よく間違えられるのは、自己診断で保護者にアンケートを書き添えて、それをもらっているから学校関係者評価になるという学校もありますが、それは間違いであります。あくまで評価をする為に保護者にアンケートを実施しているだけで、自己評価の結果を学校関係者に見ていただいて、もう一度評価いただくのが学校関係者評価になります。学校関係者の中に、弁護士や学識経験者等の第三者が入っておれば、その学校関係者評価は第三者評価としての位置付けを持つようになっております。第三者評価のための学識経験者がなかなかいらっしゃいませんので、我々としてはできれば学校関係者評価までをお願いしたいと思っております。その学校関係者評価を教育委員の方々に見ていただき、先程申し上げたお話に結び付けたいと思っております。

齊藤委員

評価に関連して、三宅柳田小学校の報告書には「学校教育自己診断では約78%の児童が漢字や計算ができるようになってきた」と数値も入れて評価され、理解しやすいと思います。しかし大阪府学力調査の“授業中に、自分の意見を発表する機会があるか”という項目について、「大阪府平均を12ポイント上回る結果を得ている」とありますが、これは自分の意見を発言する機会があることなのか、学力調査で問われた設問に対し12ポイント上回ったのかが不明です。

教育長

「授業中に自分の意見を発表する機会はあるか」と聞いていますから、児童生徒に対してのアンケート調査だと思います。児童生徒に対して自分の意見を発表する機会がありましたかということについて調査した時に、三宅柳田小学校で答えた子どもの数が恐らく大阪府の平均よりも12ポイント上回ったということだと思います。これは学力ではなくアンケート調査の答えだということだと思います。

委員長 保護者アンケート等、自己評価の結果を保護者に対してこういう結果だったということを付けている学校と、付けていない学校はあります。いずれの学校においてもアンケートを取ったことで情報の双方向性という意味からは情報発信は重要なことだと思います。

他にご質問がございませんので、最後の案件に移りたいと思います。6.各課事業予定及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [各課事業予定及び結果報告について説明]

委員長 説明が終わりましたが、この件につき何かご意見等はございませんか。特にございませんので、次に進みたいと思います。

教育長 昨年度までこの教育委員会会議の場で様々な教育課題についてご意見をいただき、第1部第2部という形で議論をさせていただいていたということなのですが、今年度についても私としてはできればお願いしたいと思うのですがご異議はございませんでしょうか。

全委員 意義はございません。

教育長 それでは、テーマにつきましては、あくまで例示として事務局で考えましたテーマを何点か挙げさせていただきましたが、これに付け加える必要がある項目や、必要のない項目についてございましたらご意見を頂戴したいと思います。案件が多いと時間が取れないと思いますので、その辺りは臨機応変に対応したいと思います。少なくとも例示しておりますテーマの中で、次回時間が取れれば議論したいテーマはございますか。今決められなければ後日またお伺いしたいと思いますと思いますが、さしあたっての喫緊の課題等があれば、テーマをあらかじめ決めておきたいと思うのですが。

委員長 防災教育について議論したいと思います。また、特別支援教育については、大阪府による事業が味舌小学校とせつつ幼稚園において取り組みがされると思いますので、それらの事業進行を見ながら機会があれば議論したいと思います。

教育長

大阪府の事業で、特別支援が必要な子どもについては、必ずしも小中学校の支援学級に在籍されておらず通常学級に在籍される場合があります。そういう子どもに対しては少し工夫をしてあげれば理解が早まるということもあり、これはユニバーサルデザインと呼ばれるものがございます。こういった考え方を取り入れたアプローチをすれば、通常学級の子どもの学習理解も深まるというような研究もございます。幼稚園・小学校・中学校が連携してどのように通常学級における授業にユニバーサルデザインを取り入れれば、子ども達に効果的な学習ができるかということの研究が大阪府にありまして、モデル校を設定していこうとしております。摂津市は今おっしゃっていただいた味舌小学校とせつつ幼稚園が手を挙げていただいております。今年度から大学教授の方にも来ていただいて、アドバイスを受けながら取り組みをしようと思っております。該当校には今後研究発表もしていただく予定になっておりますので、それについてもまた必要に応じて議論をさせていただきたいと思っております。

山手委員

いじめや学力については議題にしやすいと思うのですが、子ども達の学力を側面から支えるものについて、例えば家庭の力にスポットをあてて議論していきたいと思っております。

教育長

家庭教育の在り方について等のタイトルにしておいて、議論の中身としては食育や家庭学習等についてお話をさせていただいても良いと思っております。それでは、次回にお時間が取れれば家庭教育についてということで、皆さんと意見交換をしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員長

他にご質問等がございませんので、本日の案件はすべて終了いたしました。これもちまして、第4回教育委員会定例会を終わりたいと思っております。皆様ご苦労様でした。